

2021年3月10日

各位

弘徳団地自治会  
会長 栗栖邦江

## 駐車車両のいたずらによる被害発生について（周知）

昨年12月、7区において駐車していた車両へのいたずらによる被害が連続して発生しています。

今後も被害発生の区域が拡大する恐れがありますので十分注意していただきますようお願いいたします。

### ■ 被害発生区域



### 【被害内容】

- タイヤのパンク
- ボディーへの傷
- 後部ウインドーの破損

### ■ イタズラを防止する一般的な方法

- 1 防犯カメラの取り付け
- 2 ドライブレコーダーの取り付け
- 3 「防犯カメラ作動中」のステッカー貼り付け
- 4 カバーをかける
- 5 センサーライトを付ける
- 6 カーセキュリティーの取り付け

### ■ イタズラされた場合は

- 警察へ連絡する
  - 器物破損は犯罪であり、被害届を提出する
- 保険会社へ連絡する
  - イタズラであると認められた場合、車両保険に加入している場合保険金がある